

昭和六〇年（ワ）第三〇八一号

昭和六〇年一〇月三日

原告 ローレンス・レベタ  
被告 国

原告訴訟代理人

弁護士 秋山幹男

同 鈴木五十三

同 喜田村洋一

同 三宅弘

同 山岸和彦

東京地方裁判所民事第五部 御中

第一 傍聴人のメモと憲法二一条、八二条

一、表現の自由と「知る権利」

憲法二一条が規定する表現の自由は、個人の人格完成のための前提であり、真理に到達する思想の自由市場を保障し、根本的には国民主権を支える基礎という役割を果たすものである。したがって、この自由は、憲法が定める種々の人権のうちでも最も基本的なものであり、他の人権に比べて優越的な地位を占める。

ところで、表現の自由とは文字どおりに解するならば、単なる「表現」だけを保障するものであるかのようなのであるが、この自由が果たす前記のような役割に着目するならば、他の人間に対する表現活動のみならず、その前段階として各種の情報に接すること、さらには他への伝達を目的としての情報収集なども、広く「表現の自由」の中に包含されると考えられる。

表現の自由に関するこのような理解は現時の通説であり、最高裁もこのような考えを採用するに至っている。すなわち、各人が情報に接することに関しては、最高裁昭和五八年六月二二日大法延判決（民集三七卷五号七九三頁）が「およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をも

つことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要などころである。それゆえ、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、表現の自由を保障した憲法二一条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであ（る）」と判示したのである。

さらに、他に伝達するための情報収集に関しては、報道機関に関して、昭和四四年一月二六日大法延決定（刑集二三卷一一号一四九〇頁）が、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に参与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と

した（なお、この部分の判示は、最高裁昭和五三年五月三十一日第一小法廷決定（刑集三二卷三号四五七頁）において、ほぼそのままの形で引用され、確認されている）。なお、最高裁の右昭和四四年決定は、テレビ局が取材の過程で撮影したフィルムに対する提出命令を対象とするものであったために、右のとおり「報道機関の報道」という文言を使用しているが、この決定が憲法二一条の適用において特に「報道機関」に対してのみ特権を与えて、取材の自由を「報道機関」のみに限定するものとは考えられず、「報道機関」によりなされると一般人によりなされるとを問わず、広く他人に情報を伝達するための準備活動として行なわれる情報収集一般に対して、憲法二一条の保護を及ぼすものと理解すべきである。

## 二、「知る権利」と裁判

このように、憲法二一条が保障している表現の自由の中には、各種の情報に接する自由及び他への伝達を目的とする情報収集の自由が含まれるが、このようないわゆる「知る権利」が最も強く要請される対象が、統治機関が有する情報であることは疑いを容れない。このことは、最大の情報保有者が政府であるという量的な側面のみならず、主権者たる国民が自らの権能を正しく行使するために政府の活動を正確に把握しなければならないという質的な側面からも要請されるのである。

ところで、本件で対象となっている裁判が、統治機関の行為の典型であることはいうまでもないから、憲法二一条で保障された「知る権利」が裁判に対しても及ぶことは明らかである。「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」という憲法八二条一項は、この趣旨をも定めているものと解されるのであり、政府（裁判所）に対して、その有する情報を秘匿することを禁止し、国民に開示することを義務づけたのである。

裁判の傍聴人は、法廷の入口で「知る権利」を放棄させられることはない。裁判という統治の重要性に鑑みれば、むしろ、他の場面にもまして法廷においてこそ、「知る権利」の適用が強く要請されるというべきである。

## 三、傍聴人のメモ

以上のとおり、知る権利を保障したものであるとしての憲法二一条と、裁判の公開を明示的に規定して情報の開示を裁判所に命じた憲法八二条との趣旨を合わせ考察すれば、傍聴人にメモが許されるべきことは明らかである。すなわち、傍聴人は、

裁判の公正さを担保するとの制度的保障を享受するためだけに法廷内にいるのではなく、情報を摂取し、これを他に伝達するという、自らの有する「知る権利」を行使するために、法廷に来ているのである。したがって、「公開裁判」という憲法の要件を満たすためには、「公衆の成員と報道機関に、審理に出席し、そこで目撃したことを報じる機会を与える」ことが必要とされるのである（引用は、米国連邦最高裁のニクソン対ワーナー・コミュニケーションズ・インク事件の判決〔Nixon v. Warner Communications, Inc., 435 U.S. 589 (1977)〕の一部である。傍点代理人）。ところで、他に伝達するというその目的を十分に達成するためには、法廷内で行なわれている行為を正確に記録するためにメモを採取することがどうしても必要とされることは明らかであるから、傍聴人のメモは、憲法二一条、八二条で保障されているのである。

#### 四、米国連邦最高裁判決の流れ

日本国憲法が米国連邦憲法から大きな影響を受けていることは周知のとおりであり、米国連邦憲法に関する米国裁判所、特に連邦最高裁の判決は、日本国憲法の解釈のうえでも参照されるべき場合が多い。そこで、この問題に関する連邦最

高裁の判決をいくつか概観しておきたい。

日本国憲法二一条で規定された表現の自由は、連邦憲法では修正一条において規定されているが、近時の一連の連邦最高裁判決は、この修正一条によって、刑事事件の公判廷は公衆及び報道機関に公開されなければならないことを明らかにしている。

##### 1 リッチモンド新聞社判決

このような判例の端緒となったのは、一九八〇年のいわゆるリッチモンド新聞社判決（Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia, 448 U.S. 555）である。同事件の発端となったのはある殺人事件公判であるが、この公判は三度にわたり破棄・中止が連続し、その後にかかれた四度目のやり直し公判で、弁護士は、法廷から傍聴人を排除するよう申立てた。これに対し検察官は、右申立てに異議はなく判断を裁判官に委ねると述べている。これに基づきバージニア州地方裁判所は、傍聴人全員に対して退廷を命じたが、退廷させられた者の中に、リッチモンド新聞社の記者が含まれていた。このため同新聞社は、地裁の命令の取消を申立てたが、地裁はこれを棄却した。この間、殺人事件の公判は非公開のまま進行し、結局、被告人には無罪が判決された。

しかし、リッチモンド新聞社は、その後も同地裁の非公開決定の効力を争い、バージニア州最高裁判所により控訴を棄却された後、連邦最高裁判所に上告した。連邦最高裁判所は、この上告を受理して審理し、七対一で、バージニア州地裁の非公開決定は連邦憲法修正一条及びその州への適用を認めた修正一四条に反すると判断し、同地裁の決定を支持したバージニア州最高裁判所の判決を破棄した。裁判所の意見は多数にのぼるが、主なものはバーガー長官とブレナン判事の執筆によるものである。

バーガー意見は、まず、裁判公開は、裁判手続の発生以来何の疑いもなく遵守されてきた原則であったことをまず確認する。この原則は、裁判手続を人民に監視させることにより、社会における事件の関係者すべての者に対し手続の公正な進行を保障し、偽証、訴訟関係人の不当な行為あるいは偏見・差別に基づく裁判を抑止するとともに、犯罪の発生によりショックを受けた世論に、裁判の進行というはけ口を与えて利害、敵意、感情を鎮静化する機能を果す。ところで、伝統的原則は、また憲法上保障されている原則でもある。けだし、修正一条は、言論・報道の自由を明示的に保障しているが、この保障の核心は、政府の活動に関する情報の自由な伝達にある。そして、人民にとっての利害と重要さの程度において、

裁判所を超える政府機関を見出すことは著しく困難であるから、裁判を傍聴する権利は「言論・出版の自由」の保障の中に含まれるものと解されなければならぬと判示したのである。また、裁判所は、一般人が自由に立ち入ることができるといふ公共の場所でもあるから、裁判を傍聴する権利は修正一条が明示的に保障する「集会の自由」にも含まれることも明らかにした。

ブレナン意見も、バーガー意見と同一の結論に達するとともに、裁判を傍聴する権利を、法廷の手続に対する公衆のアクセス権として表現し、この権利は裁判所と訴訟当事者間で合意があったとしても制限することができないものであるとした。

以上みてきたように、裁判を傍聴する権利が修正一条の保障する「知る権利」に属することは、リッチモンド新聞社判決により明らかにされたのである。

## 2 二つの前提

ここで見逃されてならないのは、右判決において、論理的にも実際的にもあまりにも当然であるが故に明示的には表現されていない二つの前提が存することである。その前提とは、第一に、裁判を傍聴する権利は傍聴を欲する者の個別的かつ具体的な権利であって、それが侵害された場合には、非侵害者は、これを侵害

した裁判所の行為を違憲として訴え、侵害行為の取消を求めることができるということであり、第二に、裁判を傍聴する権利を有する者は、法廷内において、情報を伝達する為に手続の内容をメモすることができるとである。

第一の前提は、事実関係において明確にうかがわれるところである。傍聴の権利を憲法上の権利として認めなかったバージニア州地裁でさえ、傍聴人排除決定に対する決定取消の申立てを手続として容認し、同州最高裁もこの点について何の疑いももっておらず、さらに連邦最高裁判所は、当該殺人事件の公判自体は終結しておりリッチモンド新聞社が当該審理を傍聴する可能性が終了していたにもかかわらず、同様な憲法侵害事件が繰り返して発生する可能性があることを理由として、バージニア州最高裁の判決を破棄する判決をしたのである。

第二の前提も、本件で傍聴を求めたリッチモンド新聞社が事件の報道を目的としていたことから明らかであるが、さらに、修正一条の「知る権利」が、言論・報道すなわち情報の自由な伝達を保障する以上、伝達を目的として受領した情報を記録する自由を当然に含んでいることは明らかである。

### 3 その後の判決

法廷の公開が修正一条の範囲に含まれるとしたりリッチモンド事件判決の考え方は、その後の判決でも繰り返し確認されている。

まず、一九八二年のグローブ新聞社事件判決（*Globe Newspaper Co. v. Superior Court*, 457 U.S. 596）は、一八歳未満の女性に対する強姦罪の審理で、このような事件での傍聴人排除を規定した州法に基づき公判廷から公衆及び報道機関を排除したことに關するものである。この事件で州側は、当該法律は、証人の出廷を確保し証言させることを目的とするものであって、真実発見のために必要な措置として合憲であると主張したが、連邦最高裁は、刑事法廷へのアクセス権が修正一条によって保護されるとしたうえで、そのような全面的排除は違憲としたのである。

続いて、一九八四年のプレス・エンタープライズ社事件判決（*Press-Enterprise Co. v. Superior Court*, 52 U.S.L.W. 4113）では、死刑事事件の陪審員の選定手続を非公開で行なうことの是非が争われたが、連邦最高裁は、前記リッチモンド新聞社事件判決及びグローブ新聞社事件判決を引用して、このような処置を修正一条に違反するとしたのである。

### 4 刑事裁判へのアクセス権

ところで、これらの判例で認められているのは、単に法廷を公開するというこ

とではなく、「表現の自由」によって、刑事裁判へのアクセス権が保障されているということである。その根拠は、憲法で保障されている「統治機構の業務 (governmental affairs) に関する議論」は、情報に基づく (informed) ものでなければならぬという点にある (グローバル新聞社事件判決)。

このアクセス権が刑事裁判について特に強く保障されるべきであるのは、第一に、歴史的に刑事裁判が国民及び報道機関に公開されてきたこと、第二に、国民による刑事裁判の監視によって、事実認定過程の質が向上し、被告人及び社会が利益を受けること、また公正であるという外観を備えることによって刑事手続に対する尊敬を高められること、ひいては司法手続に対する国民のチェック (このチェックは自治 (self-government) における不可欠の要素である) がなされることになるためである (グローバル新聞社事件判決)。

#### 5 被告人の権利としての「公開法廷」との対比

なお、右のアクセス権は、表現の自由によって認められるものであるから、被告人の権利としての公開法廷 (連邦憲法修正六条、日本国憲法三七条一項参照) とは異なる。被告人の権利であれば、被告人による放棄が可能であるが、公開法廷は公衆及び報道機関の固有の権利でもあるから、たとえ被告人が同意した場合でも法廷は公開されなければならない。

#### 五、アクセス権としての傍聴人のメモ

このように刑事法廷へのアクセス権が認められる以上、その中にメモを採る権利が含まれることは当然である。アクセス権の認められる根拠が前記のとおりのものである以上、法廷で傍聴することは可能だがそこでメモを禁止しようという根拠は何ら存在しない (国際人権規約B規約一九条二項参照)。また、特定の報道機関 (司法記者クラブ所属会社) に対してメモを認めている現行の実務は、国民の知る権利に奉仕するという報道機関の使命 (前掲最高裁昭和四四年決定参照) を尊重してのものと思われるが、「知る権利」の最終の受益者たる国民が、その権利に奉仕するための報道機関より不利益な取扱いを受け、メモを禁止されるべき理由は全くない。

#### 六、刑事訴訟規則との関係

被告人の公正な裁判を受ける権利を保障するために、刑事訴訟規則 (昭和二十四年一月一日施行) 二一五条は、「写真撮影、録音、放送」を掲げ、これを行なう

ためには裁判所の許可を要求した。ここに掲げられた事項は、これを自由に認めるならば被告人の権利を害するおそれが定型的に大きいとして、裁判所の事前許可を要求したものと考えられる。しかし、一読して明らかとなり、前記制限の対象の中にはメモは含まれておらず、最高裁規則は、原則どおりメモを自由としているものと解される。このことは、刑訴規則の後に制定された民事訴訟規則（昭和三十一年六月一日施行）と比較すれば、より明瞭である。民訴規則第一条は、「写真撮影、速記、録音、放送」を裁判長の許可にかからしめているが、ここで追加されているのは「速記」のみであるから、発言の内容を逐語的に記録しないメモは意図的に制限の対象から外されていると解するほかはない。したがって、本件が対象としている刑事事件の公判廷においては速記すら許されているのであり、メモが禁止されるべき根拠は、実定法上も存在しないのである。被告は、速記及び録音とメモがその性質を同じくすると主張するが、そのような主張は現行法の規定を無視したものであるといふほかはない。

したがって、憲法上も、また刑訴規則の上からも、メモは刑事法廷において原則的に自由になしうるものであり、傍聴人に原則として禁止された行為ではない。

## 第二 原告に対するメモ禁止の処分は憲法一四条に違反する

東京地裁の現在の実務においては、司法記者クラブ所属会社の記者に対しては無条件でメモを許すが、それ以外の傍聴人に対しては実質的には全面的にメモが禁止されており、原告に対するメモ禁止の処分もこのような実務の一環としてなされたものである（原告に対してメモが禁止されながら、東京地裁司法記者クラブ所属の記者にメモが許されたことは顕著な事実である）。このような取り扱いは何らの根拠を有しないものであり、法の下での平等を定める憲法一四条に違反することは明らかである。

刑事裁判に対するアクセス権のうち、現に傍聴している者のメモについて、公衆と報道機関を区別し、後者を優遇する根拠は存在しない。広く国民の知る権利に奉仕させるために、限定的な場合には、報道機関に対して特別な取材の機会を与えることはありえよう（「表現の自由」に関する米国の第一人者であるエマーソン教授の挙げる例（*T. Emerson, 'Freedom of the Press under the Burger Court'*, in *The Burger Court: The Counter-Revolution That Wasn't* (V. Blasi ed.) (1983)）を引用すれば、災害の現場で報道機関のみに立ち入りの許可を



与え、あるいは大統領が乗った飛行機に報道機関のみ同乗させることなどが、その場合にあらう。裁判との関係でいえば、報道機関に一定の傍聴権を認めることは是認される場合もありえようが、いったん公衆と報道機関に対して、ともに傍聴の機会を与えた後には、報道機関だけを優遇すべき理由はありえない。報道機関にのみ特権を与えることは、必然的に、「報道機関とは何か」、「報道機関のうち特権を与えられるのはどこか」などの解決しがたい難問を生み出すとともに、報道機関にとっても国家から特権を与えられることによって腐敗が生じうる可能性があり、好ましいことではない。

いずれにしても、原告に対してなされたとおり、司法記者クラブ所属の会社の報道機関にのみ無条件でメモを認め、それ以外の傍聴者に実質的にメモを禁止することは、憲法一四条に違反するものである。

### 第三 裁判官の職務行為と国家賠償責任

一、裁判官の職務行為には国家賠償法一条が適用される

そもそも国家賠償法は、旧憲法下の国家無答責を廃し、公権力の違法な行為に対し国民の権利を守り、その侵害に対する救済を保障するため、憲法一七条を具体化するものとして制定されたものである。この立法趣旨及び裁判官の国家賠償責任を除外しないこととした立法的沿革そして憲法一七条・国家賠償法が裁判官の国家賠償責任を除外する規定を設けていないことに鑑みれば、裁判官の職務行為に対しても国家賠償法を適用しその国家賠償責任を追及できることは明らかである。

最高裁判所も、裁判官のなす職務行為には一般に国家賠償法の適用があることを認めている（最高裁昭和四三年三月一五日第二小法廷判決。判例時報五二四号四八頁）。

二、最高裁昭和五七年三月一二日判決は、本件には適用されない

最高裁昭和五七年三月一二日判決（以下「昭和五七年判決」という）はきわめて限定的な説示をしているが、この判決は本件の先例となるものではない。

昭和五七年判決は、民事訴訟において、裁判官が商事留置権の抗弁を民事留置権の抗弁と誤解し、債権と物との牽連性なしとして被告敗訴の判決を下したという事案に関するものであり、当該被告が上訴することなくその判決を確定させ、

その後、裁判官の責任を追及して国家賠償請求訴訟を起こしたというものである。ところで本件訴訟は以下の点で昭和五七年判決と事案を異にしている。

第一に、昭和五七年判決は、判決における法律の解釈、適用の誤りに関するものであるのに対し、本件は裁判官が傍聴人のメモ採取を許さなかったことに関するものである。

具体的争訟に法律を適用して紛争の公権的、終局的解決をはかるという裁判制度の目的に照らせば、「判決」における判断は十分に尊重されなければならない。しかし本件は傍聴人と裁判所との、傍聴に際してメモの採取を許すかどうかという関係に関するものであって、具体的争訟に法律を適用して当事者間の紛争の終局的解決をはかるという司法裁判権の作用とは関係がない。「判決」における判断については特別の考慮を要するとしても、行政機関等がなす行為と性格的には変らないメモ採取の許否につき賠償責任の重大な例外を認めることは何ら理由のないことである。

第二に、昭和五七年判決は、判決の誤りについては、当該手続内に上訴等の救済方法が存在し、それによって判決の誤りを是正すべきであるとの考えのもとに損害賠償請求のできる範囲を限定したものである。しかるに、本件は刑事事件の傍聴人がメモ採取拒否の決定を受けたことに関するものであって、右刑事事件の手続内には傍聴人としてとりうる上訴等の救済方法が存在しない。ことに原告はメモ採取拒否の決定につき、昭和五八年一月一九日、東京地方裁判所刑事第二〇部に対し、異議の申立てをしたが、同裁判所は何らの判断もなさなかったのである（なお、被告主張のように、「法律に定める『決定』という裁判」ではなく、事実上「原告が当該法廷でメモを取ることを許さない旨の措置」をとったものであるとすれば、上訴等による満足な救済を受けられないことはいうまでもない。このように、傍聴人の権利侵害に対する救済制度は皆無であり、国家賠償法一条一項に基づく賠償請求が唯一の救済手段となっているのである）。